

広報広聴委員に関する要綱

(目的)

第1条 市民からの意見・苦情等に対する部局内の各種広聴活動に係る連絡調整並びに広報誌等の媒体による情報発信に係る連絡調整、その他の部局内の各種広報広聴活動に係る計画の立案及び実施、調整を広報戦略課と連携・協力して行うため、各部局に広報広聴委員長、広報広聴主任、広報広聴委員を設置する。

(構成及び選任)

第2条 総務担当課に広報広聴委員長を置き、各部局の総務担当課の長をもって充て、部局における広報広聴業務を総括する。

2 広報広聴主任は、各部局総務担当課から委員長が1人選任し、委員長の事務の一部を処理する。

3 各課に広報広聴委員を置き、課における広報広聴業務を掌理する。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報戦略課が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年(1995年) 7月 1日から施行する。

2 広報委員会に関する要綱(昭和56年(1981年)4月11日制定)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年(1999年) 4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年(2006年) 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年(2009年) 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年) 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年(2016年) 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年) 4月 1日から施行する。